

# 領 収 書

2017年2月27日

49

西崎翔様

¥103,240-

(消費税込み)

但し：印刷代金として  
クレジット利用

プリントネット株式会社

〒892-0835

鹿児島県鹿児島市城南町10番7

TEL: 050-3734-6195



# 西崎つばさ レポート

2017年2月27日発行

編集部：〒153-0051 目黒区上目黒 1-17-6-202 民進党東京都第5区総支部内  
TEL 050-3715-0283 FAX 03-4330-1880 MAIL office@n283.com



## 「エサやり禁止」でネコ大繁殖!?

ようやく暖かい日が訪れるようになりました。私は重度の花粉症ですので、これから非常に辛い季節です。皆さまも体調を崩さぬよう、十分にお気をつけ下さい。

さて、世間の注目は相変わらず小池知事の動向でしょうか。対立や追及ばかりがクローズアップされがちですが、重要なのは政策の中身！ということで、知事が掲げる殺処分ゼロに関連して、7号の続編をお届けします。

### ■ 地域猫活動とは

レポート7号では、目黒区での犬猫の引き取り数が少ない背景に、ボランティアの方々の大変な努力が存在するとお伝えしました。しかし、地域猫活動に対する世間の理解は、あまり進んでいないように感じます。

地域猫活動とは、TNR（※裏面参照）を核としており、① 飼い主のいない猫に餌付けをして捕獲し、② 不妊・去勢手術を受けさせ、③ 元の場所に戻して面倒を見る、一連の活動です。野良猫の繁殖を防いで、「猫を減らす」ことや、エサやトイレの場所を限定し、清掃することで「地域の環境を改善する」ことを目的としています。

この活動は全て、善意のボランティアさんによって行われています。人手不足も深刻な中、自らの時間を削り、お金を捻出し、大変な労力を費やしています。活動を誤解した通行者から怒鳴り込まれる事もしばしばですが、「不幸な猫を減らしたい」という強い思いで、必死に続けて下さっています。

### ■ エサやりを禁止すると？

猫へのエサやりを禁止した所で、猫が黙って飢え死にする訳ではありません。食べ物を探してゴミ箱を漁りますし、庭の植木も食い荒らします。管理されたトイレ

がなければ、糞尿被害も発生します。

「エサやり禁止条例」と呼ばれる和歌山県や京都市、荒川区などの条文をよく読むと、地域猫に対する適正な給餌については、むしろ完全に認めているのです。

一方で、清掃や手術を伴わない無責任なエサやりが存在するのも事実です。これでは猫の繁殖も抑えられず、地域住民が迷惑するだけになってしまいます。

これらを見分ける手段の一つが「耳カット」です。手術の済んだ猫の多くは、目印として耳の一部が切り取られています。餌を与えられている猫に耳カットがあれば、少なくとも不妊・去勢手術が施されていることを外見から判断できます。

### ■ 行政の限界

地域猫活動に対し、区ができる支援は多くありません。まさか職員が全ての猫の面倒を見るわけにはいきませんし、エサ代などの金銭的補助も納税者の理解を得づらいでしょう。せいぜい手術費の助成くらいが関の山で、それとて全額は出せていない状況です。結局、ボランティアの方に頼るしかないのです。

そこで皆様をお願いします。地域猫活動は「猫を減らす美化活動である」ことを、ぜひともご理解下さい。また、これから猫を飼おうと検討されている方は、ペットショップで探すのも良いですが、譲渡会も選択肢の一つに加えてみて下さい。さらに、この活動に関心のある方からのご連絡もお待ちしております。

小池知事の目指す「2019年殺処分ゼロ」は、地道な活動の積み重ねなくては達成できません。そして、それは同時に、問題を解決する地域力の醸成や、快適なまちづくりにも繋がっているのです。

皆様のご意見をお寄せ下さい！ office@n283.com

西崎つばさ  
プロフィール

33歳、1児の父。円融寺幼稚園、向原小、九中、都立青山高校、東京外語大英語科卒業。目黒雅叙園に勤務後、手塚よしお秘書。その後、蓮舫秘書。2015年4月、目黒区議選 初当選（2位・最年少）。企画総務委員会所属。

## 解説 地域猫活動とは・・・核となる「TNR」

トラップ  
**T**rap

= 餌付けを行い、捕獲器で捕まえる。

ニュートー  
**N**euter

= 不妊・去勢手術を受けさせる。

リターン  
**R**eturn

= 元の場所に戻し、世話をする。

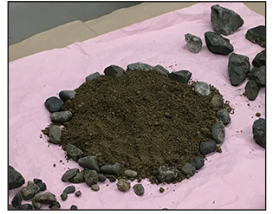
+

### ・適正なエサやり

決められた時間、場所で行い、片付けも実施する。

### ・トイレの設置、清掃

排泄物の除去だけでなく、EM菌による消臭対策を行うなど、地域環境の美化が図られている。右の写真のように、柔らかい土を石で囲むだけでも役目を果たす。



### ・ご近所への報告など

活動概要や手術実施状況などを周辺住民へ報告。

- 野良猫の減少
  - 地域環境の改善
- ）を目指す活動！

飼い猫の寿命は平均 15 年程度ですが、外で暮らす猫の命は 4 年程度とされています。猛暑や厳寒にさらされることや、栄養状態の悪さ、事故や病気などが原因です。その一代限りで外の猫をゼロにするのが、地域猫活動の最も基本的な考え方です。

## ■ 手術済みの証、耳カット



不妊・去勢手術を受けた印として最も一般的なのが「耳カット」です。手術後、麻酔の効いているうちに行い、その後の猫の生活にも影響ないとされています。

本来は猫の状態を見分けるために実施するものですが、無責任なエサやりなのか、きちんと猫を管理しているのかを判断する手段の一つにもなります。お近くで野良猫を見かけたら、耳に注目してみてください。

※ 耳カットの代わりに、ピアスやマイクロチップなど別の方法を用いる場合もあります。

## 実情 ボランティアの負担

何の見返りも求めず活動されているボランティアの方々。365日、欠かさずにエサやりやトイレの清掃を行う心身の負担も大変なものです。現実的に金銭面の負担も過大なものとなっています。

<実例> 3名で2年間、30頭のTNRを実施したケース

- A エサ代：月3万円 × 24か月 = 72万円
- B 手術費：(オス9000円 × 7) + (メス18000円 × 23) = 47万7000円
- C 交通費(※)：往復4000円 × 30 = 12万円 (※動物病院へのタクシー代)
- D ノミダニ駆除費：1000円 × 30 = 3万円
- E 区の補助金：(オス6800円 × 7) + (メス12000円 × 23) = 32万3600円

**A+B+C+D - E**  
**= 102万3400円**

→ 1人あたり34万円以上の負担となっている。

## 参考 「エサやり禁止条例」なんて存在しない!?

### ・「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」第14条（平成29年4月1日施行予定）

自己の所有する猫以外の猫に対し、継続的に又は反復して給餌等（中略）を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、猫を屋内で飼養する場合は、この限りでない。【以下、手術実施やエサ場、トイレ等について定めています】 → **各事項を遵守すればOK!**

### ・「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」第9条第1項

市民等は、所有者等のない動物に対して給餌を行うときは、適切な方法により行うこととし、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはならない。 → **適切な方法で行えばOK!**

### ・「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」第5条

区民等は、自ら所有せず、かつ、占有しない動物にえさを与えることにより、給餌による不良状態を生じさせてはならない。 → **不良状態が生じなければOK!** (不良状態…同2条で、鳴き声や糞尿などで周辺住民の生活環境に被害が生じ、それが共通認識となっている状態と定義)

→ 適正な地域猫活動を規制する法令など、有り得ません!

ブログ・Facebook ページも更新しています。チェックしてみてください!

西崎つばさ

検索